

起因物、事故の型：玉掛用具 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	0～1	防護鉄板を吊り上げる際、吊り上げ金具がゆるんで外れ、支えていた左手を鉄板と鉄板の間に挟み、負傷してしまった。	25	30199	—
1	15～16	工場内にて、溶接加工製品の重石用に使用する鉄板（83cm×77cm×厚12cm、約600kg）を使用後、天井吊下式クレーン（2.8t）で吊り上げ保管台に収納しようとした際、鉄板が手前に倒して収納する為、吊り上げて調整しようとしたところ、鉄板を吊っていたワイヤーが老朽化により切れてしまい、鉄板が手前に倒れ保管台の上に乗っていた右足を挟まれ、右足甲を骨折した（安全靴着用）。	63	11209	1～9
1	15～16	当社内ハンマー3号ラインにて、金型ホルダーの分解点検後、ホルダー組付作業中、ラムとホルダーの基準面に、入れてあるライナーを胴突で挿入しようとしていて、ライナーの下に胴突が入り、胴突を持っていた左手中指をライナーと胴突の間に挟まれ負傷した。原因は、通常は片手ハンマーを使用して行う作業を、胴突冶具が手元にあったのでこれを使って作業し、高さの目測を誤り、そのまま突く作業を行ったためである。	37	11001	30～49
1	14～15	工場内アウトリガー組立9Tにおいて、製品のアウトリガーインナーケースをクレーンで吊り上げ時、インナーケースが不安定に動いたため動きを止めようとして吊り上げ、治具に左手をかけたために治具の可動部に左手小指を挟まれて負傷した。なお、当日は1人作業であり、爪1/3ぐらいが残った状態である。	61	11301	100～299
		土捨場の場内にて、4tユニック車で資材の片付けをしている時に、コンク			

1	16~ 17	リート基礎（45×45×45cm）をワイヤーで吊り上げようとした時に、ワイヤーを持ってしまいコンクリート基礎の間に挟まれ、左手親指を骨折した。	20	30309	—
2	13~14	工場内で天井クレーンにて柱材を吊り上げ中、玉掛ワイヤーの長さの選定ミスにより、吊り荷が振れて架台に当たり、その架台が不安全な位置で操作していた被災者側に倒れて、被災者の足を挟み負傷した。	44	11209	10 ~ 29
2	1~2	当社にてクレーンを使い架台（重さ1t）を反転させている際、スリングベルトを掛ける位置が架台の重心でなく片寄ったところに掛けてしまい、クレーンで持ち上げたところ架台が傾き、止めようと手を出したところにスリングベルトが滑ってきて、架台とベルトの間に左手が挟まれた。	41	11301	30 ~ 49
2	11~12	作業道脇に集積した間伐材を、フォワーダに積込作業中、被災者がバックホウ（グラブ付）に玉掛けワイヤーを取り付ける際、オペレーターが誤って、グラブを閉じたため右手をグラブにて挟み負傷した。	41	60209	10 ~ 29
3	17~18	被災者と作業員A（4tユニック操縦者）、B（被災者）にて自社資材の片付け作業を開始する。4tユニックに荷吊りをはじめた際、被災者は介錯ロープが絡まっている事に気付き、咄嗟に外そうとして手を出す。被災者の右手親指に介錯ロープが絡みついたが、作業員Aはそのことに気付かず、ユニックのブームを起こす。被災者は指に絡まった介錯ロープに引っ張られ、右手親指のみで吊られ、地面に落ちる。地面に落下した被災者は、右手に違和感を感じたので手袋を外してみると、右手親指の第一関節上部より切断していた。	21	30309	1~ 9
4	10~ 11	作業場にて製品（鉄骨柱、重さ4.8t、長さ約10m、幅約2m）をクレーンで反転させる際、左手でクレーンのボタンを操作しながら、右手で鎖状の吊り具の位置を調整していたところ、右手が柱材と吊り具との間にはさまれた。	27	11209	10 ~ 29
4	11~ 12	当社の畑で伐採木の積み重ね中、パワーショベルのハサミ（アタッチメント、挟む用）使用時にワイヤーをはずす際、右手中指先を挟んだ。	39	30199	1~ 9
		工場敷地内の側溝の溝を掃除する為に、ワイヤーを使って側溝の蓋を持ち			

4	15～ 16	上げた時に、ワイヤーがずれてしまった為側溝の蓋がワイヤーから外れそうになり、とっさに手を差し出したところ、落ちてきた側溝の蓋と地面の間に左手が挟まり、左手中指が少しえぐられてしまった。	41	10102	100 ～ 299
5	10～ 11	機上部車庫内で敷鉄板（6m×1.5m×22mm、重量1.6 t）を16tラクタークレーンで仕分けの為オペレーターと被災者で敷鉄板の揚重作業を行っていた。被災者が玉掛けを行い、クレーンで敷鉄板を起こし、地切りを行った際、敷鉄板の吊りフックが敷鉄板の吊り穴から外れて被災者側に取り、挟まれた。	70	80409	30 ～ 49
5	11～ 12	工場内の作業場において、作業台の上にある金属加工物（186×14×18 cm）にマグネットを付け持ち上げようとセッティングしていたところ、マグネットが外れてしまい、手で支えようとしたが、作業台と加工物の間に右手親指を挟んで骨折した。	69	11301	1～ 9
5	13～ 14	派遣先にてプレス加工の材料鉄板を移動する為ワイヤーとシャックルで鉄板の穴があいている所にセットしている時、反対側で同じ作業をしていた作業員がワイヤーを引っ張った為、シャックルと鉄板の間に右母指を挟んだ。	45	11209	50 ～ 99
5	15～ 16	製缶品を製作中、材料（直径約1600mm、重量約330kg）を吊りフックにワイヤーロープにて3点で吊り上げ、約30cm上ったところでケガキ線の確認をするためフランジの裏面を覗き込んだ時に、腕がワイヤーロープに当たり、フックが外れ材料が滑り落ちた。それと同時に作業者はバランスを崩し、右下腿が材料の下に入り、材料と地面との間に脛の辺りを挟まれた。	39	11203	1～ 9
5	13～ 14	耐震補強工事（その5）の現場において、P28とP27の間に仮置きしていた鉄筋（D35、D38、L7m）を8本結束し、10tラフタークレーンにて吊り込み、P28へ移送している際、1本の鉄筋が斜めにずれているのに気づき、吊ったまま直そうとしたところ、鉄筋に左薬指の先端を挟まれ挫創した。	44	30105	1～ 9
		第2工場T棟において、床面にH方向に置かれていた溶接ビルドエイチ部材（以下BH）を、10tクレーンでワイヤーチェーンに3tハッカーを取り付			

5	14～ 15	け、BHのウェブの片側1ヶ所にハッカーで玉掛けを行った。左手でクレーンリモコンを操作し、巻き上げ片側を地切りさせ、床とBHフランジの間に出来た隙間に右手で持ったリングを差し込んだ時、ハッカーが抜けBHフランジとリングに挟まれ被災した。	61	11209	1～ 9
5	15～ 16	当社作業場において、トラックから荷物（約2t）を下ろしていたところ、荷物に巻いてあるチェーンを外してチェーンを巻き上げる際、左環指が挟まり負傷した。	26	30309	10 ～ 29
6	15～ 16	製缶場で、製品をクレーンで移動させている時に、玉掛けしていて、注意を怠り、ベルトに指を挟んだまま吊り上げてしまい、指を負傷してしまった。	73	11301	10 ～ 29
6	17～ 18	工場のプレス型修理場で、天井クレーン修理後の動作確認をする為に、作業指導者1名、クレーン操作者1名、玉掛作業者2名が型周囲に立ち、玉掛作業をしている時に、クレーン操作者は玉掛作業が終わったと思い、また、作業指揮者の合図を待たずにインチング作業をし、吊り上げ張られたワイヤーと型の間で左手薬指を挟まれた。	56	30302	1～ 9
6	8～9	工場において、クレーンを利用してトラックにH型鋼を荷積み作業中、チェーンに左小指を挟み負傷してしまった。	39	11209	10 ～ 29
7	13～14	当該作業場ブロック布設作業に於いて、バックホウ（移動式クレーン仕様）0.5?級にて、横帯ブロック（1.34t）吊上時に、吊荷重心が合わず荷が振れたため、オペレーターが再度吊り直しを行うために吊り荷を降ろしたと同時に、被災者が振れを抑えようと手を伸ばしたところ、降ろした横帯ブロックと地面の接地面が合わずに、被災者の方向へ横帯ブロックが倒れ足が下敷きになり負傷した。	44	30107	10 ～ 29
7	9～10	民間の建屋解体工事現場で、大型土のうをバックホウ0.25?（回転フォーク付）にて吊り上げようと操縦中に、ヒモがはずれそうになったので、補助作業をしていた被災者が回転フォーク内に右手を入れてしまい右手全体を挟んでしまった。	33	30309	1～ 9

7	15~16	店内客席フロアにて、お盆に乗せた土鍋料理を提供する際、お盆のバランスを崩し、料理が足にかかり負傷した。	51	30201	1~9
7	9~10	被災者は、作業長・作業副長とTBM-RKY後、電柱の抜柱作業に着手した。電柱に玉掛けワイヤーを取り付け、建柱車にて吊り上げ、同時に抜柱機にて電柱を地際から60cm程度浮かせたが、電柱が抜けなかったため、玉掛けワイヤー位置の変更と抜柱機の取付替えを行った。オペレーターは電柱を軽く揺さぶり、沈み込みの無いことを確認し、建柱車のウインチを緩めた。その後、被災者は玉掛けワイヤーを電柱の正規の吊り位置に変更するため、新設柱側から昇柱し、玉掛けワイヤーを付け直し、建柱車フックに引っ掛けて位置合わせをしているときに、電柱が40cm程度ずれ落ち、電柱と玉掛けワイヤーの間に指を挟まれ負傷した。	41	30301	30~49
7	16~17	商店構内にて玉掛作業時に、吊り具の片側をコイルの内径に掛け、残りの片側を反対側に持って行こうとしたとき、吊り具の重さで戻され、吊り具に左人差し指を挟まれた。	61	40309	30~49
7	11~12	工場内において、チェンブロックで機械を吊って設置する作業中、下でゆっくりと下がってくる機械の微調整しながら設置していたとき、機械を吊っているワイヤーがずれ、機械が傾き、手が挟まれてしまい、右手指を怪我した。	24	30302	10~29
9	17~18	A2棟組立室6洗浄作業で部品を洗浄後、横に向ける際、部品とナイロンスリングの間にはさまれ、左手中指右端の欠損した。	22	11301	100~299
9	15~16	工場で荷物（レール）を門型クレーンにて吊り上げる時にクランプが不完全なまま吊り上げてしまい、レールが倒れた際にレールと門型クレーンの土台に左足がはさまれた。	35	11209	1~9
10	13~14	事業所所在地において、バックホーでU字溝クランプを使い積み下ろしの際、片側のクランプが外れ、左手の薬指と小指を擁壁とU字溝の間に挟み薬指を裂傷した。	46	30203	10~29

10	9~10	新築工事事業場において、EVピット鉄骨建て方のための荷降ろし作業中に、トラックより荷降ろしをした際、吊り荷のバランスが悪かった。玉掛け用のチェーン位置を修正した時に、着用していた軍手の先がチェーンクランプに挟まっていることに気づかず、そのまま荷を吊りあげたときにチェーンクランプと鉄骨資材の間に手が巻き込まれ左中指を挟み負傷した。	40	30201	1~9
10	9~10	クレーン作業の補助をしている時にチェーンと材料の間に右手人差し指を挟み、骨折した。	19	11509	30~49
10	7~8	鯉節製造工程の生切作業中、切終えた鯉を釜茹でするため鉄製のメゴ（正方形の容器）に並べる作業に従事していた。メゴはあらかじめホイストで吊り上げられるようにチェンを付けた台の上に置かれ、10枚重ねられるとチェンをホイストで吊り上げ茹で釜に入れられる仕組みで、吊り上げ担当者は吊り上げ開始の合図を発して安全を確認して作業したが、どうした弾みが被災者は左手をメゴに添えており吊り上げたチェンで指を挟んで負傷した。	28	10102	1~9
12	16~17	当社車庫作業所にて、作業場の後片付けをしていた。荷物を50cm程バックホーにより横移動し、荷物にかけたワイヤーを外したとき、ワイヤーに手を挟み、左手中指を負傷した。	47	150102	10~29
12	9~10	工場内トラック荷役場で、トラックからフォークリフトでパイプ艀装品を降ろす作業をしていた際、パイプ数本を固縛したものを、ワイヤーロープを使ってフォークリフトで降ろそうとしたとき、ワイヤーをフォークリフトの爪に掛け、完了の合図をしないうちにフォークリフトの爪が上ったため、ワイヤーロープを持っていた右手中指がワイヤーとパイプに挟まれ負傷した。	69	11209	—

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html